

議会基本条例についての市民と議会の意見交換会 質疑応答（会場別）

B地区：学園西町地域センター（11月16日）

0 = 素案の前文 1～35 = 素案の各条 36 = 条例全体や考え方 37 = その他

番号	地区	条	質 問	意見交換会での回答	備 考
1	B	0 前文	前文等にある「市民」について、「市民」と「住民」の違いは。他の条例では『市民等』が使われているが、何故ここではそうしなかったのか。	「住民自治」という言葉で「住民」という単語を使っているが、「市民」と「住民」を使い分けるといってではなく、「住民自治」という一つのワードとして捉えてほしい。 大きく市民は市民等を含めるという考え方もあるが、議員は住民票のある人から選ばれているのも事実であるから、「市民」という言葉を使っている。実際は議員としての活動は、市民だけに関連したことのみでなく、市民等に関連する法人などの仕事もしているが、ここでは「市民」という文言にしたということである。 第5条第3項で「市民等」としているのは、専門的知見を持った人が市民でない場合があるため。	
2	B	3 議員活動の原則	第3条第3項に、「市政に対する市民の意見を的確に把握し」とあるが、どのような方法を考えているか。	第3条第3項後段にあるように、自己の能力を高める不断の研さんの努力が必要。議員がしっかりした調査をしたり、自分の能力を高める必要がある。議会では意見交換会の場、政策論議の場で、議員間の意見交換をしたり市民意見を伺う姿勢が必要である。	
3	B	5 市民参加及び市民との連携	第5条第4項の「市民との意見交換の場」の具体的な姿を教えてください。	第6条の議会報告会（年2回）からスタートするということである。	
4	B	6 議会報告会	議会報告会の公平性と広報はいかにするのか。年齢による制限等はあるのか。土日、平日、時間のない方への配慮は。	どういう曜日、時間帯にすればより多くの市民に集まっていたらいいのか、真剣に模索している。今回は4つのブロックで、それぞれ、議員自身の住んでいる地域以外の地域で行っている。どのようにすればいいかアンケートでも答えてほしい。	

番号	地区	条	質 問	意見交換会での回答	備 考
5	B	6 議会報告会	出席者の年齢が片寄りすぎる。もっと、女性が出席するようにすべき。当面は市民等（大学の若い人、特に女性）に話を持ちかけたらどうか。市政が次世代のためにあることも忘れないようにしたい。	出席者層の片寄りや女性の参加が少ないのが現状であろうかと思う。今回の意見交換会も、4回の報告会とし、時間帯や広報などの工夫はしている。今後も工夫を重ね、より多くの人に参加いただけるようにしたい。また、インターネットの社会が広がっているそのようなPRも進めて、いろいろな意見を把握することが必要と考える。	
6	B	11 文書による質問	市長への質問は匿名でも良しとするのか。	第11条の文書質問という意味なら、一般質問と同様名前は、明示するものである。一般的に市民の市長への質問と言う意味なら、匿名でも今までどおりかまわない。	
7	B	13 災害時の議会の対応	第13条 災害時の議会の対応について、「災害時の議会のあり方」を明記とあるが、具体的に教えてほしい。	第1項は災害時の市長等との連携、第2項は平常時からの地域情報の把握と情報共有となっている。3.11を踏まえ、災害時における議会や議員の対応の規定は、小平らしい規定であり、非常に重要な観点と認識している。地域密着も議員のよさではあるが、災害時の混乱の中ではそれが足かせになることもある。きめ細かい情報を市長部局と共有する中、連携して市民のために行動していくことを明文化した。	
8	B	法第96条 14 第2項の議決事件	第14条の（議決事件に関し）「議会と市長に対する責任を担う」とあるが、従来はどのような責任の担い方だったのか。	議決についてだが、基本的に市がつくる計画については現在市議会の議決事件になっていない。地方自治法で基本構想について、従前は策定義務の規定があったが、改正により削除され、構想の策定義務がなくなったため、市の一番重要なビジョンを示した構想を議決事件に入れたものである。	

番号	地区	条	質 問	意見交換会での回答	備 考
9	B	14 法第96条第2項の議決事件	平成23年の地方自治法改正により、基本構想は、議会の議決を経ることは法的義務ではなくなった。また、基本構想、基本計画、実施計画の三層構造にもとられることなく、総合計画づくり、体系をどのようにするかも自治体が自分で決めることになった。 議決は、基本構想だけでなく、基本計画も対象とすべきではないのか。 近隣市を見ると、基本計画づくりに実質的な市民参加をどう確保するかが大きな流れであるが、当市では、行政は市民参加に極めて後ろ向きである。せめて議会がもっと基本計画に関与すべきではないか。	第14条第2項その他の議決事件の追加として、素案の段階では、案として都市計画マスタープランを別条例で入れている。当初、基本計画も議決事件に位置付けるべきと考えていたが、今後小平市では基本計画はつくらないということになった。そして、実行プログラムを市長任期に合わせ4年分とし、1年ごとにローリングするという事なので、その方針が示されたのを受けて最初は基本計画も入れていたが、市の状況を受けて抜いたものである。	
10	B	17 議会の権能強化	第17条の機能強化とは具体的に何を行っていくのか。	第17条第2項に専門的知見の活用と参考人制度の活用を書いている。機能強化については、議会において専門的知見の活用により審議の質を深めていく。また、参考人制度の活用では請願者代表に対する直接質疑ができるようになっているが、より市民の声を聞く場面を増やし内容を充実していく。政策立案、提言についていえば、第23条の政策討論会の規定等を設け、機能の強化を図る方向性を何箇所か位置付けている。	
11	B	19 会期の運用	第19条の「弾力的運用」の一つとして「通年議会」の構想はあるか。	第19条について、特別委員会で検討し必要性を議論したが、通年議会をとっている自治体でも実際は年4回という場合も多い。素案では、質的充実を図る上で委員会活動を充実させる方向とした。 議長にも臨時会を招集する権限ができたことで、市長専決処分を少なくしたり、臨時に大きな事件の対応を迫られた時は、第19条第3項を使い対応が取れると思っている。 本会議主義よりも委員会主義であり、常任委員会の議論を充実することにより、通年議会に後れを取らないものにしていく方向で進んでいる。	

番号	地区	条	質 問	意見交換会での回答	備 考
12	B	20	議長及び副議長 議長・副議長の所信表明はマニフェストのようなものなのか。公約をするものなのか。何どきどのようなタイミングで公表するのか。	今まで、先例踏襲型として、おおむね最大会派から選出してきたが、6月の選挙から所信表明の機会を設けて、全ての議員が所信表明の申し出をできるようになった。要綱を定め選挙を実施した結果、新議長が誕生し今につながっている。マニフェストというよりあくまで所信の表明である。	
13	B	21	議員間の自由討議 第21条の「市長等の出席を必要最小限」とした理由は。	これは議員間の自由討議の重要性を規定したもの。今の議会では、質疑は、市長や議員提出議案の提出者代表議員への質疑、請願の参考人制度では請願代表者への質疑であり、議員同士の討議の場がない。素案では、最初に議員間討議で論点・争点を抽出する。議員同士で話し合いをするので、必要があれば資料の提出や出席を求めるが、論点や争点の整理は議員同士で行うことから、市長等の出席は少なくなるということである。	
14	B	23	政策討論会 第23条の「政策討論会」とは具体的にどのような会か。	議会機能の強化の一つとして政策立案や立法機能の強化に政策討論会を活用していくものである。議会内でテーマを設定し、議員同士の政策討議をしていくが、政策討論会のやり方、進め方はまだ議論の段階である。政策討論会の前段として議会内で精査し、議員間討議を積み重ねることで争点・論点が見え、それらを精査し政策提案をしていこうとするときに政策討論会を開催し、新たな政策提案をしていくということである。	
15	B	29	政務活動費 第29条(政務活動費は)「積極的に公開する」との努力義務ではなく、完全な義務つまり「公開しなければならない」とできないか。	現在では、各会派の活動費の収支報告は事務局に提出しているので、情報公開請求をすれば見られることになっている。政務活動費は当然に公開する。そのことを明文化し根拠としたものである。	
16	B	35	条例の見直し 第35条 条例の見直しは、議会のみで検証するのか。外部機関(第三者機関)の活用は、考えないのか。	第35条では、議会運営委員会において検証し、必要に応じて見直しを行うこととしている。今のところ素案では第三者機関を入れてはいない。参考人招致、専門的知見を活用するという考え方もある。	

番号	地区	条	質 問	意見交換会での回答	備 考
17	B	35 条例の見直し	第35条の「検証」は、議運という内輪の検証となっている。身内同士の評価では信頼できない。「市民参加」を入れてほしい。	議会の中だけの検証では不安だということだと思う。議員は選挙という制度の中で議員、議会がチェックされ、監視されていくところだと思うが、一方で普段の議会のあり方を市民の皆さんが検証していくという視点も含まれている。今後、見直しの仕方については、さらに意見を聞いて議論していきたいと思う。	
18	B	36 条例全文への考え方	「市民」「市民等」と分けなくて、「市民・市民等」並べれば解決するのではないか。	今後の条文の検討作業の中で、考えていこうと思う。	
19	B	36 条例全体への考え方	素案全体には賛成でこの方向で進めてほしいが、総花的で、小平市議会としての姿勢が不明確だ。小平市議会の現状は何が強みで何が弱みか、特に重視する課題は何だと捉えて、議会改革に臨んでいるのか。	総花的ということについては、この素案は必要な項目をしっかりと入れたものであると捉えている。これから、自由討議や報告会など必要なものは要綱に定めていくことを予定している。この条例素案の特徴点としては成果重視の改革先行型であるということ。例えば一般質問の一問一答方式の導入やインターネット録画配信等、できることから少しずつ改革しながら、同時進行で条例を練ってきた。今後目指していく姿については、議員一人一人が研さんをし、地域を知りながら、議会の場で、それを市民生活に反映し、自分の意見ではなく議会としてしっかりと進めていくことが重要であると考えている。	
20	B	36 条例全体への考え方	条例が必要になった主な理由は何か。	議会の動きや権限、役割、義務その他を規定し明文化することによって、より具体的に動ける根拠として基本条例を制定するということ。	
21	B	36 条例全体への考え方	条例は、議会のあり方を誰の目にも明らかにするというメリットと、議会活動を一定の枠にはめるというデメリットがあると思う。デメリットをなくすためにどういう対策を考えているのか。	市議会がやっていかなければならないことを議員自らの発案で、議論してつくっていくという流れである。進める中で、デメリットも出てくるであろうが、条例の中には見直しについての条文案も入っているので、それを活用して実践的に変えていくということである。	

番号	地区	条	質 問	意見交換会での回答	備 考
22	B	36	条例全体への考え方 ポイントの7項目は、なぜ今までなかったのか。	今までなかったということではなく、今回の条例の11章35条の構成の中で、小平市議会として全議員の合意を前提にコンセンサスをとりながら、最終的に詰められてきたのがこの7つに集約されるということ。	
23	B	36	条例全体への考え方 二元代表制などと言っても市民にはなじみのない言葉だ。検証、見直しという前に、解釈の仕方が議員間で一致しているのか。	全体的に一致する場というのは議会としてそういう部署を設けているものではない。 素案の段階なので意見等はこれから検討していく。いろいろな意見のやりとりの中で、特別委員会では、作業部会の中で時間をかけてきめ細かくやって議論しあうことにより全体のコンセンサスが取れていくのではないかと思う。 また、これからも市民の意見をどのように取り入れるか、どうすれば様々な意見をいただけるかの工夫をする中で、市議会と市民との距離も縮まり、いろいろな合意点が出てくると考える。	
24	B	37	その他 今日の意見交換会での回答は、議会としての回答か一議員としての回答かを確認したい。	基本的には議会の立場としての回答であるが、基本条例自体は策定のプロセスであるから、確定したことが言えない場合もある。	
25	B	37	その他 市民の声を聞くことにはどうしたらいいのかということだが、簡単なのは議会報告会を開くことだ。市長にいくら言ってもダメというあきらめ感がある。そのことを議員が変えていくことが必要だ。より多くの人の参加のため、議会報告会の開催に期待する。		要望・感想
26	B	37	その他 議員はプロだが、ここに市の職員がもう少し出席してもよいのではないか。 市に内閣法制局に匹敵するような法制解釈をする根本的部署はあるのか。	事務手続きは事務局でやっているの、事務的な取りまとめをしてもらうことはあるかと思う。	
27	B	37	その他 条例の採択は全会一致ですか。それとも多数決ですか。	あくまで全会一致を旨とするという基本で進めていく。これまでも、これからもそういう基本的な考えで進めていく考えである。	